

■議会運営に係る申し合わせの見直し検討

合意に向けた調整案に対する回答 総括表

見直し項目	合意に向けた調整案又は確認事項	容認不可 団体数	主な意見・理由
① タブレット端末機 器等の会議中の使 用について	現行の試行内容を基本として来年度か ら本格実施する。	なし (△=1)	節度ある使用とすべき (○滋賀県、△和歌山県)
	※ スマートフォンは使用可とする。	なし (△=2)	節度ある使用とすべき (△滋賀県、△和歌山県)
	※ 本会議での使用を可とする。	2 (△=2)	時期尚早(×兵庫県)、 自議会の例に鑑み不可(×京都市) 節度ある使用とすべき(△滋賀県、△和歌山県)
② 閉会時刻の遅延対 策について(質問時 間の管理)	質問時間は、現行の1人当たり4分を 維持する。	なし	
	答弁時間の短縮化	—	
	理事者に改めて答弁の簡潔化を求め る。(概ね質問時間の2/3以内)	なし	
	答弁数が過度に増えないよう質問者 側も留意する。(特に一問一答方式の 場合)	1 (保留=1)	議員の発言権を制限すべきでない(×滋賀県) 過度の基準が不明確(保留/大阪市)
	答弁を自席で行えるよう検討し、移 動時間の短縮を図る。	なし (△=1)	休憩時間の短縮、待機席設置も検討(△和歌山県)
	開会時刻を早められるよう、会議規則 を改める。	なし (△=2)	遠方議員の状況への配慮、確認 (○滋賀県、 △和歌山県、△堺市)
③ 意見書等の発議要 件について	現行の申し合わせ (=全員協議会での全 会一致を原則とする) の見直しは、今 回は見送る。	確認済	—
④-a 開議前の予報	現行の申し合わせ (=開議5分前に報じ る) の見直しは行わず、当面、職員によ る場内アナウンス等で対応する。	確認済	—
④-b 質問 (及び討論) の 通告期限の前倒し	現行の通告期限 (=質問日の2日前) を 1日早め、「3日前」とする。	なし	本来は質問要旨の早期提出が必要(○滋賀県、 ○和歌山県)
④-c 質問資料の持込み 申し出期限の設定	申し出期限は、質問通告の期限と同じ とする。	確認済	—